

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 5 Ghomeでんわ契約</p> <p>第23条の2～第23条の6 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第23条の7 5 Ghomeでんわ契約者は、迷惑通信、犯罪目的通信(特殊詐欺(不特定の者に対して、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込その他の方法により、現金等をだまし取る犯罪をいいます。))その他の犯罪行為に用いられる通信であって、その通信の受信者が被害を受け又は受けるおそれがあると当社が認めるものをいいます。以下同じとします。)又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号又は加入電話番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信、犯罪目的通信又は間違い通信で現に困っている5 Ghome でんわ契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。</p> <p>4 (略)</p> <p>第23条の8～第23条の11 (略)</p> <p>第3章の3～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～30 (略)</p> <p>(手続きに関する料金の適用)</p> <p>31 (略)</p> <p>32 手続きに関する料金の適用については、第49条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 5 Ghomeでんわ契約者からの請求(犯罪目的通信に係るものに限り、)により契約者識別番号又は加入電話番号を変更したときは、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、その他の手数料は適用しません。この場合において、5 Ghomeでんわ契約者は、犯罪の被害を受け又は受けるおそれがあることを証明する書類等を提示していただくことがあります。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>33～47 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別記 (略)</p>	<p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 5 Ghomeでんわ契約</p> <p>第23条の2～第23条の6 (略)</p> <p>(請求による契約者識別番号の変更)</p> <p>第23条の7 5 Ghomeでんわ契約者は、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている場合に限り、前条の規定にかかわらず、契約者識別番号又は加入電話番号の変更の請求をすることができます。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の請求があったときは、当社はその請求が、迷惑通信又は間違い通信で現に困っている5 Ghome でんわ契約者からのものであると当社が認めた場合に限り、その請求を承諾します。</p> <p>4 (略)</p> <p>第23条の8～第23条の11 (略)</p> <p>第3章の3～第13章 (略)</p> <p>料金表</p> <p>通則</p> <p>1～30 (略)</p> <p>(手続きに関する料金の適用)</p> <p>31 (略)</p> <p>32 手続きに関する料金の適用については、第49条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>33～47 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>別記 (略)</p>

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種	類
	(略)
	(略)

(2) 5 G 契約に係る区分のうち、コース B に係るもの

種	類
	(略)
	(略)

(3) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

附 則 (令和 5 年 5 月 15 日経企第 520 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 5 月 31 日の当社が定める時刻から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則 (令和 5 年 5 月 19 日経企第 577 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった 5 G サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) (2)及び(3)以外のもの

種	類
	(略)
はなして翻訳機能 (はなして翻訳)	
	(略)

(2) 5 G 契約に係る区分のうち、コース B に係るもの

種	類
	(略)
はなして翻訳機能 (はなして翻訳)	
	(略)

(3) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

X i サービス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

第 1 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) X i 契約に係るもの

種 類
(略)
(略)

(2) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

附 則 (令和 5 年 5 月 15 日経企第 520 号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 5 月 31 日の当社が定める時刻から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第 1 章～第 14 章 (略)

料金表 (略)

別表 1 (略)

別表 2 付加機能等

1 付加機能

(1) X i 契約に係るもの

種 類
(略)
はなして翻訳機能 (はなして翻訳)
(略)

(2) (略)

2 (略)

(注) (略)

別表 3～別表 7 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]

[ 現 行 ]

- 附 則 (令和 5 年 5 月 15 日 経 企 第 520 号)  
 (実施 期 日)  
 1 この 附 則 は、 令 和 5 年 5 月 31 日 の 当 社 が 定 め る 時 刻 か ら 実 施 し ま す。  
 (経 過 措 置)  
 2 この 附 則 実 施 前 に 支 払 い 又 は 支 払 わ な け れ ば な ら な っ た F O M A サ ー ビ ス の 料 金 そ の 他 の 債 務 に つ い て は、 な お 従 前 の と お り と し ま す。  
 (そ の 他)  
 3 経 企 第 1605 号 (令 和 元 年 9 月 24 日) の 附 則 第 3 項 第 3 号 の キ の (ウ) を 削 除 し ま す。  
 4 経 企 第 3254 号 (令 和 2 年 3 月 26 日) の 附 則 第 3 項 第 27 号 の ア を 次 の よう に 改 め ま す。  
 ア 付 加 機 能 使 用 料 は、 次 表 に 規 定 す る 額 を 適 用 し ま す。

区 分	単 位	料 金 額 (月 額)	
		次 の 税 抜 額 (か っ こ 内 は 税 込 額)	
通 話 中 着 信 機 能 (キ ャ ッ チ ホ ン)	1 契 約 ご と に	200 円 ( 220 円)	
留 守 番 電 話 及 び 不 在 案 内 機 能	1 契 約 ご と に	300 円 ( 330 円)	
着 信 短 縮 ダ イ ヤ ル 機 能 (ク イ ッ ク ナ ン バ ー)	1 の 着 信 短 縮 ダ イ ヤ ル 番 号 に よ り 行 う 通 信 に つ い て、 そ の 通 信 の 発 信 を 許 容 す る 地 域 を F O M A 及 び X i の 1 の 営 業 区 域 に 係 る 地 区 内 と し た 場 合	1 着 信 短 縮 ダ イ ヤ ル 番 号 ご と に	28,000 円 (30,800 円)
	上 記 以 外 の も の	1 着 信 短 縮 ダ イ ヤ ル 番 号 ご と に	36,000 円 (39,600 円)
i モ ー ド 電 子 メ ー ル 転 送 機 能 (メ ア ド 変 え て も 転 送 サ ー ビ ス)	1 契 約 ご と に	100 円 ( 110 円)	
i モ ー ド 電 子 メ ー ル 等 音 声 文 字 変 換 機 能 (音 声 入 カ メ ー ル)	1 契 約 ご と に	200 円 ( 220 円)	
グ ル ー プ 機 能	1 契 約 ご と に	150 円 ( 165 円)	
呼 出 音 選 択 機 能 (メ ロ デ ィ コ ー ル)	1 契 約 ご と に	100 円 ( 110 円)	
moperaU 機 能	基 本 機 能	基 本 額 ( 1 契 約 ご と に)	(1) ス タ ン ダ ー ド プ ラ ン 500 円 ( 550 円) (2) ラ イ ト プ ラ ン 300 円 ( 330 円) (3) ス ー パ ー ラ イ ト プ ラ ン 150 円 ( 165 円)
	機 追 加 機 能 加	メ ー ル ウ イ ル ス チ ェ ッ ク 機 能	加 算 額 ( 1 メ ー ル ア ド レ ス ご と に)

		I P 網接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	(1) タイプ1 300 円 ( 330 円) (2) タイプ2 500 円 ( 550 円)
		メール着信通知機能	加算額 (1 通知ごとに)	3 円 ( 3.3 円)
複数番号機能 (マルチナンバー)			1 追加番号ごとに	500 円 ( 550 円)
即時接続機能			1 契約ごとに	100 円 ( 110 円)
位置情報通知機能			1 位置情報送出ごとに	3 円 ( 3.3 円)
位置情報受信機能 (イマドコサーチ)			1 契約ごとに	200 円 ( 220 円)
			1 位置情報蓄積ごとに	5 円 ( 5.5 円)
i モードケータイデータお預かり機能	基本機能		1 契約ごとに	100 円 ( 110 円)
	追加機能	容量拡張機能	1 契約ごとに	100 円 ( 110 円)
ビジネス mopera インターネット機能	基本機能		基本額 (1 契約ごとに)	300 円 ( 330 円)
	追加機能	I P 網接続機能	加算額 (1 契約ごとに)	(1) タイプ1 300 円 ( 330 円) (2) タイプ2 500 円 ( 550 円)
情報自動受信機能 (i コンシェル)			1 契約ごとに	100 円 ( 110 円)
sp モード機能			1 契約ごとに	300 円 ( 330 円)
ビジネス mopera テレメトリ機能			1 契約ごとに	100 円 ( 110 円)
通話録音機能			基本額 (1 契約ごとに)	500 円 ( 550 円)
			加算額 (1 通話録音グループごとに)	500 円 ( 550 円)
パケットランシーバ機能			1 契約ごとに	2,300 円 ( 2,530 円)
遠隔管理機能 (あんしんマネージャーサービス)	基本機能	タイプA	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 275 円)
		タイプB	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 275 円)
		タイプC	基本額 (1 契約ごとに)	400 円 ( 440 円)
		タイプD	基本額 (1 契約ごとに)	250 円 ( 275 円)
あんしんマネージャーNEXT サービス	タイプB (あんしんマネージャーNEXT キャリアフリープラン)		端末 1 台ごとに	250 円 ( 275 円)
自動着信転送機能 (転送でんわ)			1 契約ごとに	—

迷惑電話おこわり機能（迷惑電話ストップサービス）	1 契約ごとに	—	
接続先限定機能	1 契約ごとに	—	
国際ローミング機能	1 契約ごとに	—	
番号変換機能（FOMAオフィスリンク）	1 契約ごとに	—	

国際電話サービス契約約款の一部改正

[ 改正 ]

[ 現行 ]

第1章～第8章 (略)

第1章～第8章 (略)

料金表

料金表

通則

通則

1～19 (略)

1～19 (略)

(注1)～(注2) (略)

(注1)～(注2) (略)

第1表 料金

第1表 料金

第1 通話料

第1 通話料

1 適用

1 適用

通話料の適用	
(1)～(8)	(略)

通話料の適用	
(1)～(8)	(略)
(9) 削除	
(10) 付加機能の利用等に係る通信の料金の適用	国際電話サービスの利用に係る5Gサービス、Xi又はFOMA(以下この欄において「Xi等」といいます。)において、当該契約約款に定めるところにより、はなして翻訳機能を利用して行われる5Gサービス、Xi又はFOMAの契約者回線からの通話モードに係る通信の料金は、その通信の着信者の契約者回線等への通話モードに係る通信に関する料金と同額とします。

2 (略)

2 (略)

第2表 (略)

第2表 (略)

別表 (略)

別表 (略)

附 則 (令和5年5月15日経企第520号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和5年5月31日の当社が定める時刻から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]																
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 契約の種別</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p>	種 別	事 業 者 名	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社	6～31 (略)	(略)	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 80%;">事 業 者 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～4 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 特定CATV事業者</td> <td>株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6～31 (略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 (略)</p> <p>第3章 IP通信網契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 契約の種別</p> <p>(契約の種別)</p> <p>第7条 IP通信網契約には、次の種別があります。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種別があります。</p>	種 別	事 業 者 名	1～4 (略)	(略)	5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ	6～31 (略)	(略)
種 別	事 業 者 名																
1～4 (略)	(略)																
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ、となみ衛星通信テレビ株式会社、高岡ケーブルネットワーク株式会社																
6～31 (略)	(略)																
種 別	事 業 者 名																
1～4 (略)	(略)																
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、近鉄ケーブルネットワーク株式会社、株式会社エヌ・シー・ティ、株式会社ニューメディア、株式会社テレビ小松、多摩ケーブルネットワーク株式会社、KBN株式会社、株式会社秋田ケーブルテレビ、伊賀上野ケーブルテレビ株式会社、上越ケーブルビジョン株式会社、射水ケーブルネットワーク株式会社、株式会社アドバンスコープ、株式会社テレビ岸和田、株式会社ケーブルテレビ富山、株式会社ケーブルメディアワイワイ、株式会社ベイ・コミュニケーションズ、株式会社キャッチネットワーク、株式会社TOKAIケーブルネットワーク、株式会社KCN京都、株式会社上田ケーブルビジョン又は鹿沼ケーブルテレビ株式会社、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳、CCNet株式会社、ひまわりネットワーク株式会社、シーシーエヌ株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、出雲ケーブルビジョン株式会社、知多メディアネットワーク株式会社、株式会社Goolight、株式会社新川インフォメーションセンター、株式会社ケーブルテレビ可児、スターキャット・ケーブルネットワーク株式会社、グリーンシティケーブルテレビ株式会社、株式会社広域高速ネット二九六、エルシーブイ株式会社又は知多半島ケーブルネットワーク株式会社、株式会社大垣ケーブルテレビ																
6～31 (略)	(略)																



種 別	事 業 者 名
(略)	(略)
第3-39種契約	となみ衛星通信テレビ株式会社
第3-40種契約	高岡ケーブルネットワーク株式会社

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金 (略)

第2表 工事費 (略)

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(9) (略)	(略)
(10) 工事費の適用除外	<p>契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費（回線終端装置の部分に係るもの限り、移転等に係るものを除きます。）及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものを除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>ア 特定F T T H事業者（西日本電信電話株式会社に限り、以下この欄において同じとします。）が定める契約約款に規定する契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型（特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）について、サービス転用により、当社とI P通信網契約（第2種契約に限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第2種契約を利用回線（音声利用I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に指定して音声利用I P通信網契約（音声利用I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を締結するとき。</p> <p>イ 当社以外の電気通信事業者が提供するI P通信網サービスに係る契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けている当社が認めるものに限ります。）について、事業者変更を利用して当社とI P通信網契約（第2種契約に限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第2種契約を利用回線に指定して音声利用I P通信網契約を締結するとき。</p>

種 別	事 業 者 名
(略)	(略)

第2節～第3節 (略)

第4章～第15章 (略)

料金表

通則

1～25 (略)

第1表 料金 (略)

第2表 工事費 (略)

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)～(9) (略)	(略)
(10) 工事費の適用除外	<p>契約者は、当社が次のいずれかに該当する申込みを承諾したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費（回線終端装置の部分に係るもの限り、移転等に係るものを除きます。）及び機器工事費（配線設備多重装置に係るものを除きます。）の支払いを要しません。</p> <p>ア 特定F T T H事業者（西日本電信電話株式会社に限り、以下この欄において同じとします。）が定める契約約款に規定する契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型（特定F T T H事業者が定める契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）の提供を受けているものに限ります。）について、サービス転用により、当社とI P通信網契約（第2種契約であって、通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものに限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第2種契約を利用回線（音声利用I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）に指定して音声利用I P通信網契約（音声利用I P通信網サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この欄において同じとします。）を締結するとき。</p> <p>イ 当社以外の電気通信事業者が提供するI P通信網サービスに係る契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けている当社が認めるものに限ります。）について、事業者変更を利用して当社とI P通信網契約（第2種契約であって、通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものに限ります。）を締結した場合であって、その締結と同時にその第2種契約を利用回</p>

	<p>ウ 第2種契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けているものに限ります。）について、その第2種契約を利用回線に指定して音声利用IP通信網契約を締結するとき、又は音声利用IPサービス契約約款に規定するドコモ光電話対応無線LANルーター（第2種契約に係るものに限ります。）の貸与を受けるとき。</p> <p>エ 第2種契約（ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けているものに限ります。）に係る契約者が、その第2種契約に係る音声利用IP通信網契約を解除するとき。</p>			<p>線に指定して音声利用IP通信網契約を締結するとき。</p> <p>ウ 第2種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものであって、ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けているものに限ります。）について、その第2種契約を利用回線に指定して音声利用IP通信網契約を締結するとき、又は音声利用IPサービス契約約款に規定するドコモ光電話対応無線LANルーター（第2種契約に係るものに限ります。）の貸与を受けるとき。</p> <p>エ 第2種契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外のものであって、ルータ機能付回線接続装置のI型又は無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置のI型に相当する端末設備の提供を受けているものに限ります。）に係る契約者が、その第2種契約に係る音声利用IP通信網契約を解除するとき。</p>	
<p>2 (略)</p> <p>第3表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p>			<p>2 (略)</p> <p>第3表 (略)</p> <p>別表1～別表3 (略)</p>		
<p>附 則（令和5年5月15日経企第520号） この改正規定は令和5年5月31日から実施します。</p> <p>附 則（令和5年5月19日経企第577号）</p> <p>1 この附則は令和5年6月1日から実施します。 （ドコモ光工事費無料キャンペーンの適用）</p> <p>2 当社は、この附則実施の日から令和5年9月28日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であって、令和6年3月31日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表（工事費）2（料金額）に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費の支払いを要しません。</p> <p>(1) 第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものに限ります。）に関する接続方式に係る品目をLAN方式又はVDSL方式から光配線方式へ変更するとき。</p> <p>(2) 第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。）に係る一般契約の解除と同時に新たに第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）に係る定期契約を締結するとき、又は第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式若しくはVDSL方式であるものに限ります。）に係る定期契約の解除と同時に新たに第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）に係る一般契約を締結するとき。</p> <p>(3) 特定FTH事業者（東日本電信電話株式会社に限ります。）が定める契約約款に規定する契約（メニュー5-2における提供の形による細目がII-1型のものであって、契約者回線の態様による細目がグレード1-2型又はグレード2のものに限ります。）について、サービス転用により、当社とIP通信網契約（第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）を締結するとき。</p> <p>(4) 当社以外の電気通信事業者が提供するIP通信網サービスに係る契約（通信速度種別に係る品目が10Gタイプ以外及び基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目がLAN方式又はVDSL方式であると当社が認めるものに限ります。）について、事業者変更を利用して当社とIP通信網契約（第1種契約（基本使用料の料金種別がマンションタイプに係るものであって、接続方式に係る品目が光配線方式であるものに限ります。）を締結すると</p>					

き。

(ドコモ光ミニに係る基本使用料の料金種別の変更に関する工事費無料キャンペーンの適用)

3 当社は、この附則実施の日から令和7年2月28日までの間において、次のいずれかに該当する申込みを承諾した場合であつて、令和7年9月30日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、契約者回線に係る工事費のうち、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、配線経路構築工事費の支払いを要しません。

- (1) 基本使用料の料金種別がドコモ光ミニであるIP通信網サービスについて、基本使用料の料金種別を変更するとき(その基本使用料の料金種別の変更と同時に移転を請求するときを除きます。)
- (2) 特定F T T H事業者(東日本電信電話株式会社に限ります。)が定める契約約款に規定する契約(メニュー5-2における提供の形による細目がII-2型のものに限ります。)について、サービス転用により、当社とIP通信網契約(基本使用料の料金種別がドコモ光ミニに係るものを除きます。)を締結するとき(その契約の締結と同時に移転を請求するときを除きます。)
- (3) 特定F T T H事業者(西日本電信電話株式会社に限ります。)が定める契約約款に規定する契約(メニュー5-1における提供の形による細目がプラン5-2又はメニュー5-2における通信方式の態様による区別がカテゴリ3-2のものに限ります。)について、サービス転用により、当社とIP通信網契約(基本使用料の料金種別がドコモ光ミニに係るものを除きます。)を締結するとき(その契約の締結と同時に移転を請求するときを除きます。)
- (4) 当社以外の電気通信事業者が提供するIP通信網サービスに係る契約(基本使用料の料金種別がドコモ光ミニに相当するものと当社が認めるものに限ります。)について、事業者変更を利用して当社とIP通信網契約(基本使用料の料金種別がドコモ光ミニに係るものを除きます。)を締結するとき。

音 声 利 用 I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[ 改 正 ]	[ 現 行 ]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(音声利用IP通信網契約申込の方法)</p> <p>第9条 音声利用IP通信網契約の申込みをするときは、1の利用回線(次のいずれかに該当するときは除きます。)を指定し、当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第18条 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～6 (略)</p> <p>附 則 (令和5年5月15日経企第520号) この改正規定は令和5年5月31日から実施します。</p> <p>附 則 (令和5年5月19日経企第577号) (実施期日)</p> <p>1 この附則は令和5年6月1日から実施します。 (料金等の支払いに関する経過措置)</p> <p>2 この附則実施前に、支払い又は支払わなければならない音声利用IP通信網サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。 (発信者番号表示機能等に係る工事費に関する特例)</p> <p>3 当社は、この附則実施の日から当社が別に定める日までの期間において、契約者(その契約者又は契約者回線の終端のある建物内において居住する者が満70歳以上である場合に限りです。)からの発信者番号表示機能又は発信電話番号通知要請機能に係る申込みを承諾した場合であって、当社が定める期日までにその承諾に基づく工事を完了したときは、料金表第2表(工事費)2(料金額)に規定する発信者番号表示機能及び発信電話番号通知要請機能に係る基本工事費及び付加機能工事費の支払いを要しません。</p> <p>4 前項の場合において、当社は、その届出のあった事実を証明する書類等を提示していただくことがあります。 (注) 第3項に規定する当社が別に定める日は、当社が発信者番号表示機能等に係る工事費に関する特例を終了する日の7日前までに、当社のインターネットホームページにおいて掲示することとします。</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 音声利用IP通信網契約</p> <p>第7条～第8条 (略)</p> <p>(音声利用IP通信網契約申込の方法)</p> <p>第9条 音声利用IP通信網契約の申込みをするときは、1の利用回線(次のいずれかに該当するときは除きます。)を指定し、当社所定の契約申込書を契約事務を行う音声利用IP通信網サービス取扱所に提出していただきます。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その利用回線に係るIP通信網契約に関する通信速度種別に係る品目が10Gタイプであるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第18条 (略)</p> <p>第4章～第15章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表1～6 (略)</p>